

令和8年度 県産加工食品海外展開支援事業助成金 募集要項

公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センターでは、今後の未来型食品等の海外展開への足掛かりとして、静岡県内中小企業者による県産加工食品の海外市場への輸出支援を目的とする、海外向け商品開発及び販路開拓・拡大の取組を行う中小企業者に対し助成する「県産加工食品海外展開支援事業」を実施します。

令和8年度の実施については、「県産加工食品海外展開支援事業助成金交付要綱」に定める事項に加え、この要項で定めるとおりとします。

なお、本補助金における「未来型食品等」とは、フードテック等の先端技術を活用し、食品ロス、環境負荷等の食に関する社会課題解決に寄与するものや、機能性を有し、かつ安全性が担保されている食品若しくは食品素材を使った製品又は食品加工機械をいいます。

1 助成の対象者（全て満たす者） ※詳細は交付要綱で確認してください

- ・ 中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）等であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者
- ・ 静岡県税を滞納していない者
- ・ 応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと
- ・ みなし大企業に該当しないこと

みなし大企業とは

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

2 対象事業

県産加工食品の海外向け商品開発及び販路開拓・拡大を目的とした海外で開催される展示会等への出展や具体的な販路開拓・拡大を行う事業

3 助成率

助成対象経費の2分の1以内

4 助成限度額

助成限度額を150万円とする。

5 助成対象期間

交付決定日（令和8年6月中旬頃）～令和9年2月15日

6 助成対象経費

- ・当該事業に直接必要な最少経費で、別表に掲げるもの。
- ・交付決定日（令和8年6月中旬頃）～令和9年2月15日（手形の場合は決済、クレジットカードの場合は引落日が2月15日以内であること）までに支出する経費

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)・・・12部（正本1部、副本11部）
- ② 事業計画書(様式第2号)・・・12部
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部
- ④ 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・12部
- ⑥ 資本等一覧表・・・1部
- ⑦ パートナーシップ構築宣言書のコピー（該当者のみ）・・・1部
- ⑧ スタートアップ加点確認書(該当者のみ)・・・1部
- ⑨ 確認書・・・1部

※①、②、③、⑥、⑧、⑨：当産業財団のホームページから各様式をダウンロードし、作成してください。

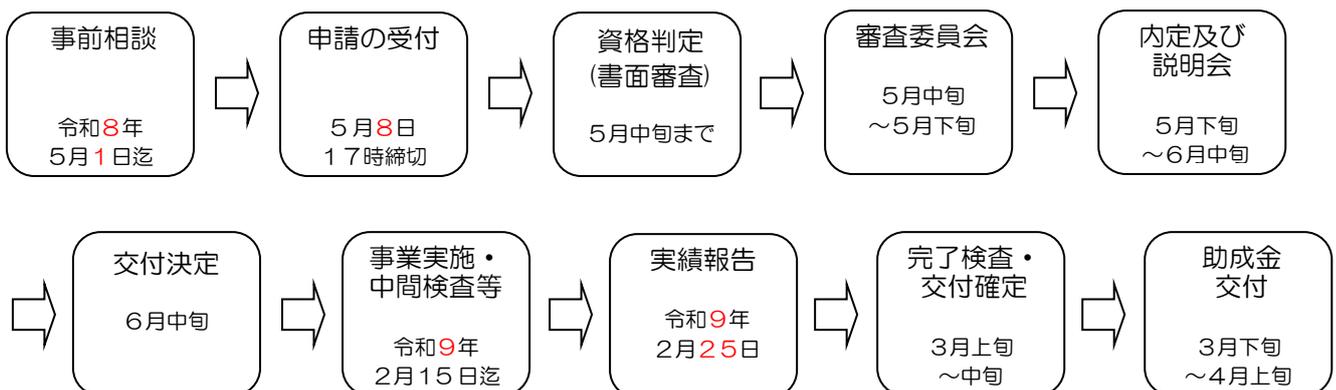
(2) 受付期間・・・令和8年5月8日(金)17時必着

※令和8年5月1日(金)までに必ず事前相談を受けてください。

8 審査

資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。パートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者(募集締切日前日時点)、フードテックを活用した製品の商品化、販路開拓・拡大であると承認された事業者、静岡県に申請した「スタートアップ加点確認書」でスタートアップ企業として承認された企業は加点される場合があります。

9 スケジュール(予定)



10 その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、事業の名称を公表します。また、助成事業に係る内容の発表(プレゼン)やフォーラム等で成果物の展示をしていただく場合があります。
- (2) 本助成事業により得た研究成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (3) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (4) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (5) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (6) 助成事業終了後5年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。
- (7) 採択後、静岡ウェルネスフォーラムに御入会いただきます。

11 事前相談

- (1) 事前相談の受付は、5月1日(金)までとします。
- (2) 事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書等をあらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますようお願いいたします。
- (4) 申請者からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。(対象外となる経費が計上されている場合等)

12 応募・問い合わせ先

公益財団法人 静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階
TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019
<https://www.fsc-shizuoka.com/>
E-mail: newfoods@ric-shizuoka.or.jp

